

みんなの市税

令和7年度市税ガイド

佐 倉 市

NO. 27

目次

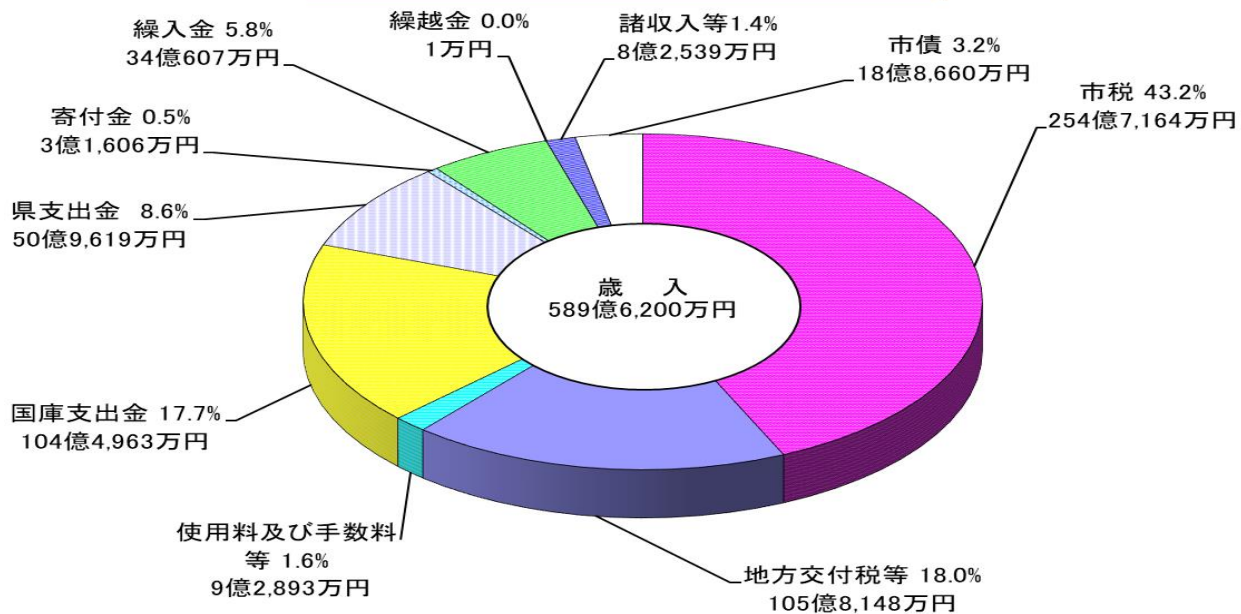
■令和7年度予算	2
■市税の概要	4
■県税の概要	6
■国税の概要	7
■市税のあらまし	8
○市民税	8
個人市（県）民税	8
法人市民税	29
○固定資産税	31
土地に対する課税	33
家屋に対する課税	37
償却資産に対する課税	38
固定資産の価格等縦覧帳簿の縦覧	40
○都市計画税	42
○入湯税	43
○軽自動車税	44
○市たばこ税	48
○鉱産税	48
■納税のご案内	49
口座振替制度	49
自主納税と滞納処分	50
■市税に関する不服申立て	53
■市税の証明	54
■市税の窓口	57

Q&A

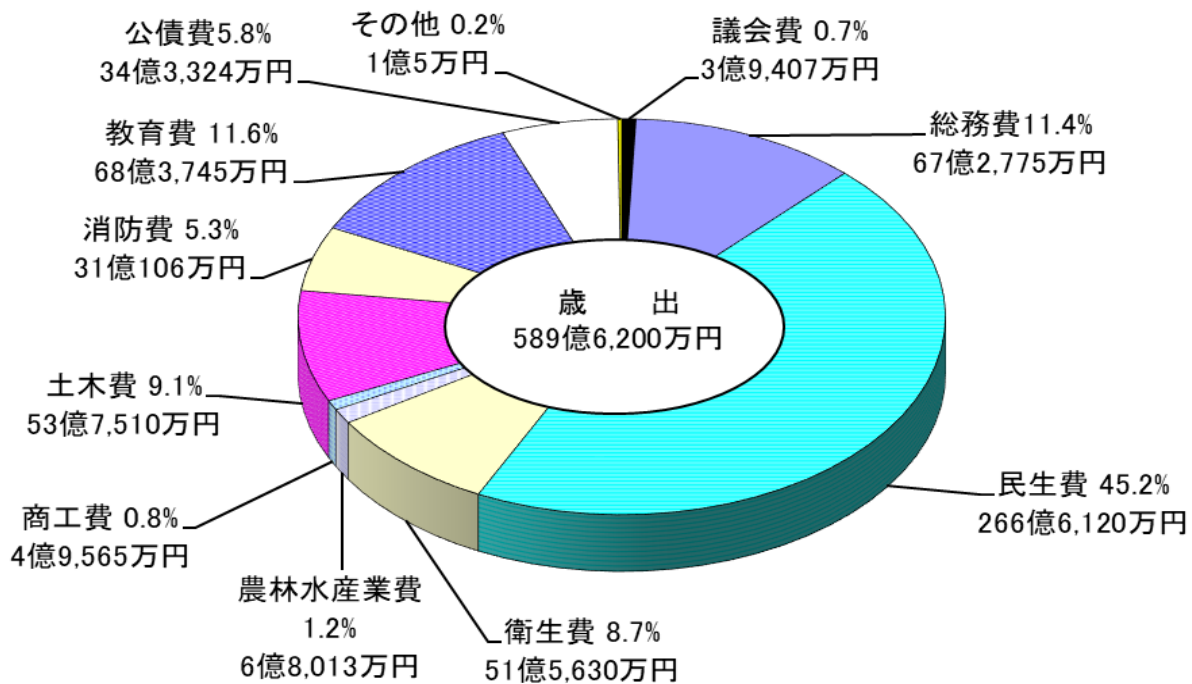
○年の途中で引越した場合の課税は・・・	26
○退職した翌年にも納税通知書がきましたが・・・	26
○妻がパートで働いた場合の市（県）民税は・・・	27
○固定資産税が急に高くなったのですが・・・	41
○地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは・・・	41
○納税したのに督促状が送られてきたのですが・・・	51
○滞納したままにしていたら・・・	51

令和7年度予算

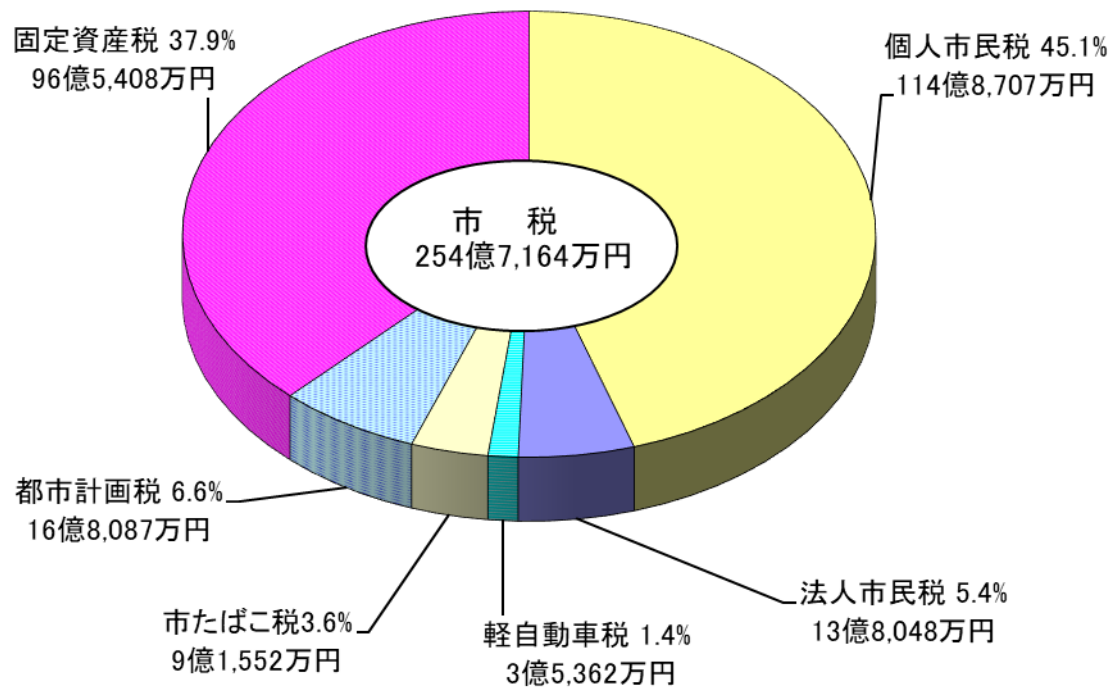
令和7年度一般会計歳入予算の構成



令和7年度一般会計歳出予算の構成



令和7年度一般会計予算
【市税収入の内訳】



市税の概要

区分	税 目	概 要	納 税 義 務 者
普 通 税	個人市民税（8 ページに掲載）	前年中の所得に対して、1月1日現在で 市内に住所のある人に個人県民税とあ わせて課税されます。	・1月1日現在において市内に住所のあ る個人で、前年中に所得がある人 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有 する個人で、市内に住所がない人
	法人市民税（29 ページに掲載）	法人の所得にかかる法人税を基礎とし て課税されます。	・市内に事務所又は事業所を有する法人 ・市内に寮等を有する法人で市内に事務 所又は事業所を有しない法人及び事 務所、事業所又は寮等を有する法人で ない社団・財団
	固定資産税（31 ページに掲載）	1月1日現在に市内の土地や家屋、償却 資産を所有している人に課税されます。	・1月1日現在に市内の土地や家屋、償 却資産を所有している人（ただし、都 市計画税は市街化区域内の土地や家 屋を所有している人）
目 的 税	都市計画税（42 ページに掲載）	市街化区域内の土地や家屋に対して課 税されます。	
	入湯税（43 ペー ジに掲載）	鉱泉浴場における入湯行為に対して課 税されます。	・鉱泉浴場の経営者
普 通 税	軽自動車税 上段：種別割	原動機付自転車や軽自動車等を所有し ている人に課税されます。	・4月1日現在における軽自動車等の所 有者
	下段：環境性能割 （44 ページに掲載）	三輪以上の軽自動車を取得したときに 課税されます。	・三輪以上の軽自動車の取得者
	市たばこ税（48 ページに掲載）	たばこの製造者や特定販売業者等が市 内の小売業者に売り渡すたばこに課税 されます。	・たばこの製造者や特定販売業者等
	鉱産税（48 ペー ジに掲載）	鉱物の掘採の事業に対して課税されま す。	・鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

普通税：納められた税金の使いみちが、どのような経費にもあてることができる税金をいいます。

目的税：納められた税金の使いみちが、特定の目的または事業にあてよう定められた税金をいいます。

課 税 標 準	税 率	納 期 等													
前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額等	・均等割 市民税 3,000 円 (県民税 1,000 円) ・所得割 市民税 6% (県民税 4%) の比例税率 (17 ページ参照) 分離課税は 22, 23 ページ参照	普通徴収		特別徴収											
		期別	納期限	期別 (給与天引)											
		1 期	7 月 1 日	6 月～翌年 5 月 (毎月)											
		2 期	9 月 2 日												
		3 期	10 月 31 日	期別 (年金天引)											
4 期	1 月 31 日	4 月～翌年 2 月 (偶数月)													
法人税額	・均等割 5 万円～300 万円 ・法人税割 (30 ページ参照) ①R4. 3. 31 以前開始事業年度 法人税額の 6. 0% ②R4. 4. 1 以後開始事業年度 法人税額の 6. 0%～8. 4%	各事業年度終了の日から 2 か月以内に申告納付													
固定資産課税台帳に登録された 1 月 1 日現在の価格等	1. 4%	<table><tr><td>期別</td><td>納期限</td></tr><tr><td>1 期</td><td>4 月 30 日</td></tr><tr><td>2 期</td><td>7 月 31 日</td></tr><tr><td>3 期</td><td>12 月 25 日</td></tr><tr><td>4 期</td><td>2 月 28 日</td></tr></table>				期別	納期限	1 期	4 月 30 日	2 期	7 月 31 日	3 期	12 月 25 日	4 期	2 月 28 日
	期別					納期限									
1 期	4 月 30 日														
2 期	7 月 31 日														
3 期	12 月 25 日														
4 期	2 月 28 日														
0. 3%															
入湯客	1 人 1 日につき 150 円	入湯のあった月の翌月 15 日までに申告納付													
総排気量及び車種等による	1, 000 円～12, 900 円 (44, 45 ページ参照)	5 月 31 日													
軽自動車の通常の取得価額	環境性能に応じ、非課税～3% (当分の間、非課税～2%)	車両番号の指定を受けるとき等に申告納付													
売り渡し製造たばこ本数	1, 000 本あたり 6, 552 円	毎月算出税額を翌月末日までに申告納付													
鉱物の価格	1% (鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は 0. 7%)	鉱物を掘採した月の翌月 15 日から末日までに申告納付													

県税の概要

区 分		税 目	概 要
普 通 税	直 接 税	県 民 税	個人や法人の所得に対してかかる税です。
		事 業 税	個人や法人の事業所得等に対してかかる税です。
		不 動 産 取 得 税	土地や建物等の不動産を取得したときにかかる税です。
		自動車税(環境性能割)	自動車を取得したときにかかる税です。
		自 動 車 税 (種 別 割)	自動車の種類と排気量に応じて所有者にかかる税です。
		鉦 区 税	鉦区の面積に応じて鉦業権者にかかる税です。
		固 定 資 産 税	一定額を超える大規模償却資産にかかる税です。
	間 接 税	地 方 消 費 税	消費税（国税）と同様に物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税で、消費税とあわせて課税されます。
		県 た ば こ 税	小売業者に売り渡されるたばこにかかる税です。
		ゴ ル フ 場 利 用 税	ゴルフ場を利用する人にかかる税です。
		軽 油 引 取 税	元売業者等から軽油を引き取った人にかかる税です。
目 的 税	直 接 税	狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける人にかかる税です。

※千葉県「県税の種類」

[<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/shurui/index.html>] (最終検索日：令和7年3月6日)

県税についての問い合わせ先 佐倉県税事務所 Tel043-483-1115
〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町 8-1

直接税：所得税や法人税等のように、負担する人と納める人が同じ税金をいいます。

間接税：消費税や酒税等のように、負担する人と納める人が異なる税金をいいます。

国税の概要

区 分	税 目	概 要
直 接 税	所 得 税 復興特別所得税	個人の1年間の所得に対してかかる税です。
	法 人 税	法人の各事業年度の所得等にかかる税です。
	相 続 税	相続や遺贈によって財産を取得した人にかかる税です。
	贈 与 税	贈与によって財産を取得した人にかかる税です。
	地 価 税	一定基準以上の土地等を保有する個人や法人にかかる税です。 (当分の間、課されないことになっています。)
	特 別 法 人 事 業 税	法人事業税の納税義務者に対してかかる税です。
	地 方 法 人 税	法人税の納税義務のある法人にかかる税です。
	森 林 環 境 税	国内に住所がある個人にかかる税です。
間 接 税	消 費 税	物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税です。
	酒 税	清酒、ビール、ウイスキー等の酒類にかかる税です。
	たばこ税・たばこ特別税	たばこの製造や輸入にかかる税です。
	揮 発 油 税	自動車燃料用のガソリン等にかかる税です。
	地 方 揮 発 油 税	揮発油税とあわせて課税され、道路整備にあてる財源として地方 団体に譲与される税です。
	石 油 ガ ス 税	自動車燃料用の石油ガスにかかる税です。
	石 油 石 炭 税	原油、天然ガス、石油製品、石炭等にかかる税です。
	航 空 機 燃 料 税	航空機燃料にかかる税です。
	登 録 免 許 税	不動産、船舶、会社、著作権等の登記や登録をするときにかかる 税です。
	印 紙 税	契約書や領収書等を作成するときにかかる税です。
	自 動 車 重 量 税	自動車の車検を受けるときに自動車の重量に応じてかかる税です。
	関 税	貨物を輸入するときには価格や数量に応じてかかる税です。
	とん税・特別とん税	外国貿易のために入港する船に純トン数に応じてかかる税です。
	電 源 開 発 促 進 税	電力会社の販売電気にかかる税です。
	国 際 観 光 旅 客 税	日本から出国する旅客に対してかかる税です。

※財務省「税の種類に関する資料」

[https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a01.htm] (最終検索日：令和7年3月6日)

国税についての問い合わせ先

成田税務署 TEL0476-28-5151

〒286-8501 成田市加良部 1-15

市税のあらまし

● 市 民 税 ●

市民税は、一般に県民税とあわせて住民税と呼ばれ、個人にかかる「個人市民税」と会社等の法人にかかる「法人市民税」があります。

■個人市（県）民税

納める人（納税義務者）

個人市民税は、広く均等の金額によって負担する均等割と、その人の所得金額等に応じて負担する所得割の合計金額によって納めていただくことになっています。

※ 個人県民税については、納税者の便宜等をはかるため、個人市民税とあわせて徴収されます。

納 税 義 務 者	納 め る 税 額
1月1日に市内に住所がある人	均等割額と所得割額
1月1日に市内に事務所、事業所または家屋敷を持っている個人で市内に住所がない人	均等割額

課税されない人

●均等割も所得割もかからない人

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では2,044,000円未満）の人

●均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人

$$31 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \times \text{家族数（本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数）} + 28 \text{ 万 } 9 \text{ 千円}$$

※ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合は41万5千円

●所得割がかからない人

前年中の総所得金額等の合計が次の計算式で求めた金額以下の人

$$35 \text{ 万円} \times \text{家族数 (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数)} + 42 \text{ 万円}$$

※ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合は 45 万円

所得とは、所得の種類に応じてそれぞれ前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の収入金額から、その収入を得るための必要経費（給与所得は給与所得控除額、公的年金は公的年金等控除額）を差し引いたものです。

税額の計算

$$\text{①均等割額} + \text{②所得割額} = \text{税 額}$$

①均等割

均等割額は一定金額を超える所得があれば一律にかかります。また、市内に住んでいない人で市内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人もかかります。

市民税（年額） 3,000 円

県民税（年額） 1,000 円

②所得割

所得割額の計算方法

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額 (扶養控除等)} = \text{課税所得金額}$$

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率}_{※1} = \text{所得割額}$$

所得割額は、前年中の所得金額を基礎として計算されます。たとえば、令和 7 年度の個人市（県）民税は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの所得に対するものですから、令和 7 年に所得が無いかたでも令和 6 年中に所得があるかたについては課税されます。

※1 税率は 17 ページ参照

●所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公社債、預貯金の利子	収入金額＝所得金額
配当所得	株式や出資の配当等	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金等	収入金額－必要経費
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	サラリーマンの給与等	収入金額－給与所得控除額（下表参照）
退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2 (23 ページ参照)
山林所得	山林を伐採したり立木のままで譲渡した場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地等の財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額等の経費－特別控除額
一時所得	生命保険の一時金、クイズの賞金等	収入金額－必要経費－特別控除額
雑所得	公的年金等、原稿料等他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 (11 ページ参照) ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費

※ 総合長期譲渡所得及び一時所得については、総所得金額に算入する額はそれぞれ 1/2 の金額です。

※ 代表的な非課税所得：遺族年金、障害者年金、雇用保険の失業給付金等

●給与所得の求め方

下の表で給与所得が速算できます。（令和 7 年度個人市（県）民税課税分）

給与等の収入金額	給与所得の金額	
551,000 円未満	0 円	
551,000 円以上 1,619,000 円未満	給与等の収入金額－550,000 円	
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	1,069,000 円	
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	1,070,000 円	
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	1,072,000 円	
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	1,074,000 円	
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	収入金額 ÷ 4	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	ただし千円未満切り捨て (算出金額：A)	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満		$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	給与等の収入金額 × 0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円以上	給与等の収入金額－1,950,000 円	

●公的年金等の所得の求め方

下の表で厚生年金、国民年金、恩給等の公的年金の所得が速算できます。

・昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれたかた（65 歳以上のかた）

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下の場合 (A 列)	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合(B 列)	2,000 万円を超える場合 (C 列)
3,300,000 円未満	収入金額-1,100,000 円	収入金額-1,000,000 円	収入金額-900,000 円
3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円	収入金額×0.75-175,000 円	収入金額×0.75-75,000 円
4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000 円	収入金額×0.85-585,000 円	収入金額×0.85-485,000 円
7,700,000 円以上 10,000,000 円未満	収入金額×0.95-1,455,000 円	収入金額×0.95-1,355,000 円	収入金額×0.95-1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額-1,955,000 円	収入金額-1,855,000 円	収入金額-1,755,000 円

・昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれたかた（65 歳未満のかた）

公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下の場合 (A 列)	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合(B 列)	2,000 万円を超える場合 (C 列)
1,300,000 円未満	収入金額-600,000 円	収入金額-500,000 円	収入金額-400,000 円
1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	収入金額×0.75-275,000 円	収入金額×0.75-175,000 円	収入金額×0.75-75,000 円
4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	収入金額×0.85-685,000 円	収入金額×0.85-585,000 円	収入金額×0.85-485,000 円
7,700,000 円以上 10,000,000 円未満	収入金額×0.95-1,455,000 円	収入金額×0.95-1,355,000 円	収入金額×0.95-1,255,000 円
10,000,000 円以上	収入金額-1,955,000 円	収入金額-1,855,000 円	収入金額-1,755,000 円

●所得金額調整控除の計算方法

所得金額調整控除とは、給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

1. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が 850 万円を超える給与所得者で、次の①～③のいずれかに該当する場合に適用する。

- ① 本人が特別障害者に該当する者
- ② 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

所得金額調整控除額の計算方法

$$\{\text{給与等の収入金額 (1,000 万円超の場合は 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円}\} \times 10\% = \text{所得金額調整控除額}$$

2. 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合、以下の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。 ※

所得金額調整控除額の計算方法

$$\{ \text{給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を限度)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を限度)} \} \\ - 10 \text{万円} = \text{所得金額調整控除額} \quad ※$$

※ 「1. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用がある場合は、その適用後に給与所得の金額から控除します。

所得控除

所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害等による出費があるかどうか等の個人的な事情を税負担の上で考慮するため、所得金額から差し引くものです。

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	前年中、災害・盗難・横領により住宅や家財等に損害を受けた場合	次のいずれか多い方の金額 ① 損失の金額－保険金等により補てんされる額※1 －総所得金額等の10% ※1 差引損失額 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った場合	支払った医療費－保険金等により補てんされる額－ (総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない金額) (限度額200万円)
セルフメディケーション税制 ※医療費控除の特例のため、医療費控除との併用はできません。いずれか一方の適用となります。	前年中、健康の保持増進や疾病予防に一定の取り組み(※1)を行った人が、本人や本人と生計をともにする親族のために、特定一般用医薬品等(※2)の購入費を支払った場合 ※1 健康保険組合・自治体・勤務先等の健診、予防接種、特定保健指導等 ※2 医療用から転用してドラッグストア等で購入可能になった医薬品(スイッチOTC医薬品)	支払った特定一般用医薬品等購入費－1万2千円 (限度額8万8千円)
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために国民健康保険料(税)、国民年金保険料、介護保険料等を支払った場合	支払った金額

種 類	要 件	控 除 額										
小規模企業共済等掛金控除	前年中、小規模企業共済法の規定による第 1 種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額										
生命保険料控除 (控除適用上限額 70,000 円)	①平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等 (新契約) に係る控除を受けるとき	(1) 一般生命保険料 (2) 個人年金保険料 (3) 介護医療保険料に区分し、それぞれにつき次の算式で計算した金額が控除額となります。										
		<table><tr><th>支 払 生 命 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000 円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>12,000 円超 32,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2 + 6,000 円</td></tr><tr><td>32,000 円超 56,000 円以下</td><td>支払保険料×1/4 + 14,000 円</td></tr><tr><td>56,000 円超</td><td>一律 28,000 円</td></tr></table>	支 払 生 命 保 険 料	控 除 額	12,000 円以下	支払保険料の全額	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 6,000 円	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 14,000 円	56,000 円超	一律 28,000 円
		支 払 生 命 保 険 料	控 除 額									
		12,000 円以下	支払保険料の全額									
		12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 6,000 円									
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 14,000 円										
	56,000 円超	一律 28,000 円										
	②平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等 (旧契約) に係る控除を受けるとき	(1) 一般生命保険料 (2) 個人年金保険料に区分し、それぞれにつき次の算式で計算した金額が控除額となります。										
		<table><tr><th>支 払 生 命 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000 円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>15,000 円超 40,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2 + 7,500 円</td></tr><tr><td>40,000 円超 70,000 円以下</td><td>支払保険料×1/4 + 17,500 円</td></tr><tr><td>70,000 円超</td><td>一律 35,000 円</td></tr></table>	支 払 生 命 保 険 料	控 除 額	15,000 円以下	支払保険料の全額	15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2 + 7,500 円	40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4 + 17,500 円	70,000 円超	一律 35,000 円
		支 払 生 命 保 険 料	控 除 額									
15,000 円以下		支払保険料の全額										
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料×1/2 + 7,500 円											
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料×1/4 + 17,500 円											
70,000 円超	一律 35,000 円											
③上記①新契約②旧契約の双方で控除を受けるとき	一般生命保険料と個人年金保険料は、新契約について上記①の計算式により計算した金額と、旧契約について上記②の計算式により計算した金額の合計が控除額となります。(各々で上限額 28,000 円) 更に介護医療保険料がある場合は、上記①で計算した金額を加算した金額が控除額となります。(3 区分合計で上限額 70,000 円)											

種 類	要 件	控 除 額									
地震保険料控除 ※なお、経過措置として平成 18 年 12 月 31 日までに締結した旧長期損害保険契約に係る保険料については、これまでの損害保険料控除を適用します。	①支払った保険料のうち地震保険料相当分	地震保険契約に係る地震相当分保険料×1/2 (上限 25,000 円)									
	②支払った保険料が旧長期損害保険料※1 の場合 ※1 旧長期損害保険は満期返戻金のあるもので、保険期間が 10 年以上のもの。かつ、平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの。	<table><tr><th>支 払 損 害 保 険 料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>5,000 円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td>支払保険料×1/2 +2,500 円</td></tr><tr><td>15,000 円超</td><td>10,000 円</td></tr></table>		支 払 損 害 保 険 料	控 除 額	5,000 円以下	支払保険料の全額	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2 +2,500 円	15,000 円超	10,000 円
	支 払 損 害 保 険 料	控 除 額									
	5,000 円以下	支払保険料の全額									
5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2 +2,500 円										
15,000 円超	10,000 円										
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方である場合	①により求めた金額+②により求めた金額 (上限 25,000 円)										
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合	一般：1 人につき 26 万円 特別：1 人につき 30 万円（同居の場合は 23 万円を加算）									
寡婦控除	次の全てに該当する場合 ①合計所得金額が 500 万円以下 ③ 事実婚なし※ ③夫と「死別」、または「離別かつ子以外の扶養があるかた」 ※ 住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）の記載がある場合は対象外です。	26 万円									
ひとり親控除	次の全てに該当する場合 ①合計所得金額が 500 万円以下 ②事実婚なし※ ③同一生計の子（総所得金額 48 万円以下）あり ※ 住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）の記載がある場合は対象外です。	30 万円									

種 類	要 件	控除額																												
勤労学生控除	前年中、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合	26 万円																												
配偶者控除	前年中の合計所得金額が 48 万円以下の、生計をともにする配偶者を有する納税義務者で前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から右の額を控除します。	<table><tr><th rowspan="2">納税義務者の 合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><th>控除対象 配偶者</th><th>老人控除対象 配偶者（70 歳 以上）</th></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>33 万円</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>900 万円超 950 万円以下</td><td>22 万円</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>950 万円超 1,000 万円以下</td><td>11 万円</td><td>13 万円</td></tr><tr><td>1,000 万円超</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr></table>	納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者（70 歳 以上）	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円	1,000 万円超	0 円	0 円											
納税義務者の 合計所得金額	控除額																													
	控除対象 配偶者	老人控除対象 配偶者（70 歳 以上）																												
900 万円以下	33 万円	38 万円																												
900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円																												
950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円																												
1,000 万円超	0 円	0 円																												
配偶者特別控除	生計をともにする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）を有する納税義務者で前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から右の額を控除します。ただし生計をともにする配偶者自身がこの控除の適用を受けていない場合に限り、適用されます。	（１）納税義務者の合計所得が 900 万円以下の場合 <table><tr><th>配偶者の所得金額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>48 万円超 100 万円以下</td><td>33 万円</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>115 万円超 120 万円以下</td><td>16 万円</td></tr><tr><td>120 万円超 125 万円以下</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>125 万円超 130 万円以下</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>130 万円超 133 万円以下</td><td>3 万円</td></tr></table> （２）納税義務者の合計所得が 900 万円超 950 万円以下の場合 <table><tr><th>配偶者の所得金額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>48 万円超 100 万円以下</td><td>22 万円</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>18 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>14 万円</td></tr></table>	配偶者の所得金額	控 除 額	48 万円超 100 万円以下	33 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	105 万円超 110 万円以下	26 万円	110 万円超 115 万円以下	21 万円	115 万円超 120 万円以下	16 万円	120 万円超 125 万円以下	11 万円	125 万円超 130 万円以下	6 万円	130 万円超 133 万円以下	3 万円	配偶者の所得金額	控 除 額	48 万円超 100 万円以下	22 万円	100 万円超 105 万円以下	21 万円	105 万円超 110 万円以下	18 万円	110 万円超 115 万円以下	14 万円
配偶者の所得金額	控 除 額																													
48 万円超 100 万円以下	33 万円																													
100 万円超 105 万円以下	31 万円																													
105 万円超 110 万円以下	26 万円																													
110 万円超 115 万円以下	21 万円																													
115 万円超 120 万円以下	16 万円																													
120 万円超 125 万円以下	11 万円																													
125 万円超 130 万円以下	6 万円																													
130 万円超 133 万円以下	3 万円																													
配偶者の所得金額	控 除 額																													
48 万円超 100 万円以下	22 万円																													
100 万円超 105 万円以下	21 万円																													
105 万円超 110 万円以下	18 万円																													
110 万円超 115 万円以下	14 万円																													

		115 万円超 120 万円以下	11 万円
		120 万円超 125 万円以下	8 万円
		125 万円超 130 万円以下	4 万円
		130 万円超 133 万円以下	2 万円
		(3) 納税義務者の合計所得が 950 万円超 1,000 万円以下の場合	
		配偶者の所得金額	控 除 額
		48 万円超 105 万円以下	11 万円
		105 万円超 110 万円以下	9 万円
		110 万円超 115 万円以下	7 万円
		115 万円超 120 万円以下	6 万円
扶養控除	【控除対象扶養親族】 生計をともにする年齢 16 歳以上の親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の者。	下記のいずれにも該当しない場合	33 万円
		○扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満の場合	45 万円
		○扶養親族が 70 歳以上の場合	38 万円
		ただし、同居の直系尊属の場合	45 万円
	【年少扶養親族（控除対象外）】 生計をともにする年齢 16 歳未満の親族で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の者。	平成 24 年度市（県）民税より、年少扶養親族に対する扶養控除は廃止されました。ただし、障害者控除等は引き続き適用されます。	
基礎控除	前年中の合計所得が 2,500 万円以下の場合	所 得 金 額	控 除 額
		2,400 万円以下	43 万円
		2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
		2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
		2,500 万円超	0 円

所得割の税率

令和 7 年度

課税所得金額に関係なく一律 10%（市民税 6%・県民税 4%）

税額控除

平成 19 年度に住民税の税率を一律 10%にした際、住民税と所得税の人的控除額の差（18 ページの表参照）や住宅ローン控除により控除される所得税額が減少することで、納税者の負担が増えることのないように減額措置が設けられています。

また、配当所得のある場合や、外国の税法に基づいてその国で所得税や住民税に相当する税金を支払っている場合、所得割額から税額の控除が受けられます。

●調整控除

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除、障害者控除等の人的控除額に差があります。この控除額の差による税負担を調整するために、人的控除の適用状況に応じて住民税が減額されます。

なお、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除等は、人的控除額に含まれません。

1. 住民税の合計課税所得金額が、200 万円以下の場合

「人的控除額の差の合計額」と「住民税の合計課税所得金額」のいずれか小さい額の 5%を控除します。

2. 住民税の合計課税所得金額が、200 万円超 2,500 万円以下の場合

{人的控除額の差の合計額－（住民税の合計課税所得金額－200 万円）}の 5%を控除します。

ただし、この額が 2,500 円未満の場合は、2,500 円を所得割額から控除

3. 住民税の合計課税所得金額が 2,500 万円超の場合

調整控除の適用なし

（注）調整控除の算定に使用される合計課税所得金額は、課税総所得金額・課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

(人的控除額の差の表)

控 除 の 種 類			控 除 額		人的控除 額の差	
			所 得 税	住 民 税		
基礎控除	所得2,400万円以下		48万円	43万円	(注1)5万円	
	所得2,400万円超2,450万円以下		32万円	29万円		
	所得2,450万円超2,500万円以下		16万円	15万円		
	所得2,500万円超		—	—	—	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族 (生年月日①平18.1.2～平21.1.1②昭30.1.2～平14.1.1)		38万円	33万円	5万円	
	16歳以上 ※特定扶養	特定の控除対象扶養親族 (生年月日 平14.1.2～平18.1.1)	63万円	45万円	18万円	
	19歳以上 23歳未満	老人控除対象扶養親族	同居老親等以外	48万円	38万円	10万円
	※老人扶養	(生年月日 昭30.1.1以前)		同居老親等	58万円	45万円
	70歳以上	年少扶養親族〔※控除対象外〕 (生年月日 平21.1.2以後)		—	—	—
障害者控除	一般の障害者		27万円	26万円	1万円	
	特別の障害者		40万円	30万円	10万円	
	同居の特別障害者		75万円	53万円	22万円	
寡婦控除			27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	母		35万円	30万円	5万円	
	父		35万円	30万円	(注2)1万円	
勤労学生控除（合計所得金額75万円以下）			27万円	26万円	1万円	

(注1) 税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額(所得税38万円、住民税33万円)を適用します。

(注2) 税制改正前(令和2年度まで)の寡夫控除の差額(所得税27万円、住民税26万円)を適用します。

○配偶者控除

	納税義務者の合計所得金額								
	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下		
	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差
控除対象配偶者	38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
老人控除対象配偶者 (生年月日 昭30.1.1以前)	48万円	38万円	10万円	32万円	26万円	6万円	16万円	13万円	3万円

○配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額								
	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下		
	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差	所得税	住民税	控除差
48万円超50万円未満	38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
50万円超55万円未満	38万円	33万円	3万円 (注1)	26万円	22万円	2万円 (注2)	13万円	11万円	1万円 (注3)
55万円超95万円以下	38万円	33万円	適用なし (注4)	26万円	22万円	適用なし (注4)	13万円	11万円	適用なし (注4)
95万円超100万円以下	36万円	33万円	適用なし (注4)	24万円	22万円	適用なし (注4)	12万円	11万円	適用なし (注4)
100万円超105万円以下	31万円	31万円	—	21万円	21万円	—	11万円	11万円	—
105万円超110万円以下	26万円	26万円	—	18万円	18万円	—	9万円	9万円	—
110万円超115万円以下	21万円	21万円	—	14万円	14万円	—	7万円	7万円	—
115万円超120万円以下	16万円	16万円	—	11万円	11万円	—	6万円	6万円	—
120万円超125万円以下	11万円	11万円	—	8万円	8万円	—	4万円	4万円	—
125万円超130万円以下	6万円	6万円	—	4万円	4万円	—	2万円	2万円	—
130万円超133万円以下	3万円	3万円	—	2万円	2万円	—	1万円	1万円	—

(注1) 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(所得税36万円、住民税33万円)を適用します。

(注2) 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×2/3の差額(所得税24万円、住民税22万円)を適用します。

(注3) 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×1/3の差額(所得税12万円、住民税11万円)を適用します。

(注4) 税制改正により、平成31年度以降新たに配偶者特別控除を受けられることとなった区分のため、人的控除の差額を起因とする新たな負担増は生じないことから、人的控除額の差は適用されず、調整控除の対象とはなりません。

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)に伴う所要の措置

所得税の住宅ローン控除を受けられたかたで、控除可能額が所得税額よりも大きい場合、所得税から控除しきれなかった額がある場合、住民税からも控除を受けられる制度です。

<対象>

- ・平成25年から令和7年までに入居したかた

- ・前年分の所得税の住宅ローン控除の適用を受けたかたで、所得税から控除しきれない額があるかた

<控除額>

次の（１）、（２）のうちのいずれか少ない金額となります。（上限 97,500 円）

（１）所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額。

（２）所得税の課税総所得金額等の額に 100 分の 5 を乗じて得た額。

※居住年が平成 26 年から令和 3 年までであって、特定取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算します。

※居住年が令和 4 年で特別特例取得に該当する場合は、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算します。

●配当控除

配当所得の金額×配当控除の控除率＝配当控除額

区 分	控 除 率	
	市 民 税	県 民 税
課税所得金額等の合計額の 1,000 万円以下の部分に含まれる 配当所得の金額	1.6%	1.2%
課税所得金額等の合計額の 1,000 万円を超える部分に含まれる 配当所得の金額	0.8%	0.6%

※私募証券投資信託等は控除率が上記の表と異なります。

●外国税額控除

所得税で外国税額控除を受けた場合に、所得税で控除しきれない部分があるときには、県民税、市民税の順序で所得割額から控除します。控除額は、県民税については所得税の外国税額控除の 12%、市民税については 18%の額を限度とします。

●寄附金税額控除

前年 1 年間（1 月～12 月）の間に控除対象にあたる寄附をしたかたは翌年度の住民税所得割額から税額が控除されます。

1. 控除対象となる寄附金とは

所得税で対象となる寄附金のうち、

①佐倉市をはじめ、都道府県・市区町村に寄附したもの（ふるさと納税）

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定

ふるさと納税の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定します。対象となる地方団体は、[総務省ふるさと納税ポータルサイト『ふるさと納税に係る指定制度について』](#)を参照してください。

②千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に寄附したもの（東日本大震災の寄附でないもの）

③「千葉県の条例」で指定した法人等への寄附金

（ア）県内に主たる事務所（事業所）を有する独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人等

（イ）県内に学校を設置する国立大学法人、学校法人

（ウ）県内で社会福祉事業を実施する社会福祉法人

④「佐倉市の条例」で指定した特定非営利活動法人への寄附金

2. ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告や市・県民税申告をしない給与所得者等については、ふるさと納税先団体が年間で 5 団体以内に限り、寄附する際に申請することで、確定申告又は市・県民税申告をすることなく寄付金控除が受けられます。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるかたは、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に個人住民税(市・県民税)が減額されます。

3. 税額控除額の求め方

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = \text{控除額}$ …基本控除

地方公共団体等に寄附した場合（ふるさと納税）、さらに控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021) = \text{控除額}$ …特例控除

※控除対象となる寄附金限度額は総所得金額等の 30%、控除限度額は住民税の所得割額（調整控除後）の 20%となります。

分離課税

●譲渡所得

個人が土地や建物を売ったときには、給与所得等の所得とは別に税額計算をおこないます。また、売った土地や建物をいつから所有していたかで、課税のしくみが異なります。

①長期譲渡所得

長期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地・建物等を譲渡して得た所得をいいます。

課税長期譲渡所得金額（長期譲渡の収入金額－必要経費－特別控除額）×税率

（ア）特別控除額

譲 渡 の 理 由	特別控除額
収用対象事業のために土地・建物等を譲渡した場合	5,000 万円
居住用財産（自分の住んでいる家屋や敷地等）を譲渡した場合	3,000 万円
国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構が行う特定土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合	2,000 万円
地方公共団体の行う特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500 万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800 万円

（イ）税率

長期譲渡所得の区分		市民税	県民税	所得税
一般の課税長期譲渡所得		3 %	2 %	15%
優良住宅地等の課税長期譲渡所得金額	2,000 万円以下	2.4%	1.6%	10%
	2,000 万円超	3 %	2 %	15%
居住用財産の課税長期譲渡所得金額	6,000 万円以下	2.4%	1.6%	10%
	6,000 万円超	3 %	2 %	15%

②短期譲渡所得

短期譲渡所得とは、譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年以下の土地及び建物等を譲渡して得た所得をいいます。

課税短期譲渡所得金額（短期譲渡の収入金額－必要経費）×税率

（ア）税率

	市民税	県民税	所得税
短期譲渡所得（一般）	5.4%	3.6%	30%
短期譲渡所得（国等への譲渡）	3%	2%	15%

●退職所得

退職所得にかかる市・県民税（市 6% 県 4%）

$$(\text{退職所得等} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times 10\%$$

以下のものについては下の式で税額を計算します。

- ・勤続年数 5 年以下の役員等の退職手当
- ・勤続年数 5 年以下の役員等以外の退職手当等で退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分

$$(\text{退職所得等} - \text{退職所得控除額}) \times 10\%$$

【退職所得控除額】

勤続年数（1 年未満は切り上げ）	退職所得控除額
20 年以下のとき	40 万円×勤続年数（最低 80 万円）
20 年を超えるとき	800 万円+70 万円×（勤続年数－20 年）

納税の方法

個人市（県）民税の納税の方法には、普通徴収と特別徴収の２種類があります。

普通徴収・・・市役所から送付された納税通知書により金融機関等の窓口で個人が直接納付する方法です。納期は通常、６月、８月、１０月、翌年１月の４回です。

特別徴収・・・勤務先にて通常６月から翌年５月まで、毎月の給与から天引きされ、給与の支払者が個人に代わり納入する方法です。

また、公的年金を受給されている６５歳以上の一部のかたについては、公的年金にかかる個人市（県）民税が、年金から天引きされます。

●退職した場合

個人市（県）民税は、特別徴収の場合には通常その年の６月から翌年５月までの１２回で納付していただきますが、退職等により給与から天引きができなくなった場合、残りの税額については、次のような場合の他は、市役所から送付される納税通知書により金融機関等の窓口で直接納付していただきます。

（ア）その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収をすることを申し出た場合

（イ）残りの税額を、支給される退職手当等からまとめて特別徴収されることを申し出た場合

●給与所得以外に所得があるかたの納税方法の選択

給与所得の他にも所得があるかたについては、年間の税額（給与所得と他の所得を合計して計算した税額）のうち、給与所得分の税額を特別徴収で納付し、その差額を普通徴収で納付する方法と、年間の税額を全て特別徴収で納付する方法のいずれかを選択することができます。

この選択は、確定申告等の申告時にできますので、必ずどちらかを選択してください。

申告

１月１日現在で市内に住所があるかたは、毎年３月１５日（３月１５日が市の休日の場合は、市の休日の翌日）までに市役所へ所得等の申告をしなければなりません。ただし次に該当するかたは申告の必要がありません。

①所得税の確定申告をしたかた

②前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されているかた

③前年中に所得のなかったかたで、同一世帯のかたの扶養となっているかた

個人市（県）民税、森林環境税の計算例

夫婦と高校生の子供 2 人（妻の所得は 120,000 円）

令和 6 年中の収入 給与収入 6,600,000 円

令和 6 年中の支払 医療費 150,000 円 社会保険料 600,000 円
生命保険料（旧一般） 100,000 円 地震保険料 4,000 円

所得金額① 10 ページ参照	6,600,000 円×90%－1,100,000 円＝4,840,000 円	所得合計 4,840,000 円
所得控除額② 12～16 ページ参照	医療費控除 50,000 円 社会保険料控除 600,000 円 生命保険料控除 35,000 円 地震保険料控除 2,000 円 配偶者控除 330,000 円 扶養控除 660,000 円 基礎控除 430,000 円	所得控除合計 2,107,000 円
課税所得金額③ (一②)	4,840,000 円－2,107,000 円＝2,733,000 円※ ※1,000 円未満の端数がある場合は切り捨て	課税所得金額 2,733,000 円

算出税額④ (③×税率) 17 ページ参照	市民税 2,733,000 円×6%＝163,980 円 県民税 2,733,000 円×4%＝109,320 円
-----------------------------	--

調整控除額⑤ 17 ページ参照	人的控除の差の合計額 200,000 円 (配偶者控除 50,000 円、扶養控除 100,000 円、基礎控除 50,000 円) 課税所得金額 2,733,000 円＞2,000,000 円 の場合 {200,000 円－(2,733,000 円－2,000,000 円)}×5% →2,500 円未満 2,500 円未満の場合、2,500 円（市民税 1,500 円、県民税 1,000 円）を控除
--------------------	--

--	--

所得割額⑥ (④の算出税額 －⑤調整控除額 －⑥定額減税額)	市民税 163,980 円－1,500 円 ＝162,480 円 →162,400 円（100 円未満切捨て） 県民税 109,320 円－1,000 円 ＝108,320 円 →108,300 円（100 円未満切捨て）
---	--

均等割額⑧ 9 ページ参照	市民税 3,000 円 県民税 1,000 円
------------------	----------------------------

年間の税額 ⑦+⑧ +森林環境税	市民税	162,400 円 + 3,000 円 = 165,400 円
	県民税	108,300 円 + 1,000 円 = 109,300 円
	森林環境税※	1,000 円
	令和 7 年度分の税額	275,700 円

※均等割の納税義務があるかたには、森林環境税（国税、年間 1,000 円）を合わせて納税いただきます（令和 6 年度から）。

Q&A

〇年の途中で引っ越しした場合の課税は・・・

Q 私は令和 7 年 2 月に他市から佐倉市へ引っ越しました。令和 7 年度の市（県）民税はどちらの市に納めることになるのでしょうか。

A 個人の市（県）民税は、その年の 1 月 1 日現在に住んでいた市町村で課税されることになっています。あなたの場合、令和 7 年度分の市（県）民税は 1 月 1 日に住んでいた市に全額納めていただくことになります。

〇退職した翌年にも納税通知書がきましたが・・・

Q 私は令和 6 年の 11 月に会社を退職し、その後収入はありません。令和 7 年 1 月に送られてきた納税通知書により市（県）民税を納付しましたが、令和 7 年 6 月にも市（県）民税の納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A 個人の市（県）民税は、前年の所得に基づき課税されます。特別徴収（給料天引き）の場合には、通常 6 月から翌年の 5 月までの 12 回で給料から天引きされます。ところが、退職等により特別徴収ができなくなった場合は、残額を普通徴収（個人で直接納付する方法）に切り換えます。

したがって、令和 7 年 1 月に納めていただいた市（県）民税は、退職により給料から天引きできなかった令和 6 年度分の残額です。

また、令和 7 年 6 月に送られてきた納税通知書は、令和 6 年中の所得（令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの所得）に基づき課税された令和 7 年度分の市（県）民税です。

○妻がパートで働いた場合の市（県）民税は・・・

Q 私の妻は、パートに出っていますが、年間収入がいくらまでなら配偶者控除や配偶者特別控除の適用が受けられるのでしょうか。また、パート収入がどれくらいだと妻自身にも税金がかかるのでしょうか。

A 通常、パート収入は給与収入となります。夫が妻を扶養にとる場合、配偶者控除は、夫の合計所得が1,000万円以下で、妻のパート年収が103万円（給与所得48万円）以下の場合に適用され、配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1,000万円以下で、妻のパート年収が103万円超201万6千円未満（給与所得48万円超133万円）の場合に適用されます。また、配偶者特別控除は、妻の収入金額により控除額が異なります。

なお、妻自身には、市（県）民税はパート年収96万5千円以下、所得税はパート年収103万円以下の場合、課税されません。

（注）扶養親族数や生命保険料控除等の金額によって、かからない場合があります。

妻のパート収入	夫の配偶者 控除	夫の配偶者 特別控除	妻自身の税金		
			所得税	市（県）民税	
				均等割	所得割
96万5千円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない	かからない
96万5千円超 100万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かかる（注）	かからない
100万円超 103万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かかる（注）	かかる（注）
103万円超 201万6千円未満	受けられない	受けられる	かかる（注）	かかる（注）	かかる（注）

税制改正

税制改正による、令和 7 年度からの市民税・県民税の主な改正について

■定額減税の実施

令和 7 年度市民税・県民税において、令和 6 年の合計所得金額が 1,000 万円を超えて 1,805 万円以下であり、同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する納税義務者に対し、定額減税として 1 万円の減税が実施されます。

■住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の拡充

子育て世帯及び若年夫婦世帯を対象として、住宅借入金特別控除に係る借入限度額が拡充されました。

対象となるのは、新築または買取再販された住宅を令和 6 年中に居住の用に供した場合の、次のいずれかに該当するかたです。

- ・ 40 歳未満で配偶者を有するかた
- ・ 40 歳以上で、40 歳未満の配偶者を有するかた
- ・ 19 歳未満の扶養親族を有するかた

借入金限度額		
住宅の区分	改正後	改正前
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000 万円	4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500 万円	3,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円	3,000 万円

■法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所等がある法人にかかる税で、資本金等の額及び市内の従業者数に応じて負担する均等割と法人税額に応じて負担する法人税割があります。

納税義務者

納 税 義 務 者	納 め る 税 額
市内に事務所や事業所がある法人	均等割額と法人税割額
市内に寮や宿泊所等がある法人で事務所や事業所等のない法人	均等割額

申告と納付

法人市民税の申告には主に確定申告と中間（予定）申告があり、法人自ら計算した均等割、法人税割の税額を申告・納付するよう決められています。

申告の種類	均等割額	法人税割額	申告と納付の期限
予定申告	均等割税額×算定期間 中において事務所等を 有していた月数÷12	前事業年度の確定申告の法人税 割額×6÷前事業年度の月数	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
中間申告	均等割税額×算定期間 中において事務所等を 有していた月数÷12	事業年度開始日から 6 か月の期 間を 1 事業年度とみなして、仮決 算により計算した額	事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
確定申告	均等割税額×算定期間 中において事務所等を 有していた月数÷12 ※当該事業年度におい てすでに中間（予定）申 告により納付した税額 がある場合にはその額 を差し引いた額	法人税額をもとに計算した額 ※当該事業年度においてすで に中間（予定）申告により納付した 税額がある場合にはその額を差 し引いた額	事業年度終了の日の翌日 から原則として 2 か月以 内

均等割の税額

$$\text{均等割額} = \text{税額（年額）} \times \text{事業所等を有していた月数} \div 12$$

均等割の税額

資本金等の額（※）・区分	市内の従業者数	税額（年額）
公益法人等	従業者数に関わらず	5万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1億円を超え10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円

市内の従業者数及び資本金等の金額は、課税標準の算定期間の末日で判定します。

法人税割の税額

①令和4年4月1日以後に開始する事業年度

資本金等の額（※）	法人税割額
5億円以上の法人	法人税額×8.4%
1億円超5億円未満の法人	法人税額×7.2%
1億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等	法人税額×6.0%

②令和4年3月31日以前に開始する事業年度

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times 6.0\%$$

事務所、事業所等が複数の市町村にある場合には、法人税額を従業者数であん分して計算します。

（※）資本金等の額とは、地方税法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額となります。

● 固定資産税 ●

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、「固定資産」を市内に所有されているかたに、その固定資産の価格に応じて負担していただく税金です。

納める人（納税義務者）

固定資産税を納めていただくかたは次のとおり、「固定資産」の所有者です。

土地・家屋：不動産登記簿に所有者として登記されているかた、又は市の固定資産課税台帳に所有者として登録されているかた

償却資産：市の償却資産課税台帳に所有者として登録されているかた

（ア）現所有者の申告制度

令和2年度税制改正により現所有者の申告が義務化されました。（地方税法第384条の3）

固定資産（土地・建物）の登記簿上の所有者が亡くなり、相続登記等が完了していない場合、その固定資産は現所有者（相続人全員）の共有財産となり、相続人全員が連帯して納税義務を負うこととなります。（地方税法第343条第2項）

登記上の所有者が亡くなった場合は、3か月以内に現所有者（相続人等）の氏名・住所等必要な事項を記載した申告書を市に提出していただく必要があります。

（イ）使用者を所有者とみなす制度

令和2年度税制改正により使用者を所有者とみなす制度が拡大しました。

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が1人も明らかにならない場合（固定資産の所有者の所在が震災等の事由により不明である場合を除く。）は、固定資産の使用人を所有者とみなして、固定資産税・都市計画税を課することになります。（地方税法第343条第5項）

この場合、あらかじめ使用者のかたには、固定資産税・都市計画税を課税する旨の通知をいたします。

対象となる資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の課税対象となります。

税額の算定方法

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。

①固定資産を評価して価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。



②課税標準額×税率（1.4％）＝税額 となります。



③税額等を記載した納税通知書を納税義務者あてに通知します。（課税資産の内訳を記載してあります。）

①固定資産を評価し、その価格等を決定します。

固定資産の評価は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

このように決定された価格や課税標準額は、市の固定資産課税台帳に登録され、これに基づき税額が算定されます。

（ア）価格の据置措置

土地と家屋については、3年ごとの基準年度（次回の基準年度は令和9年度です。）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録し、基準年度の価格をそのまま次の基準年度まで据え置きます。

ただし、基準年度以外において、①新たに固定資産税の課税対象となった土地や家屋 ②土地の地目の変換、家屋の増築等によって基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い、価格を決定します。

なお、土地の価格については、地価の下落により、価格を据え置くことが適当でない場合等に、簡易な方法により、価格を修正できることとなっています。

（イ）償却資産の申告制度

償却資産の所有者のかたは、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき毎年評価し、その価格を決定します。

②課税標準額×税率（1.4％）＝税額となります。

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。なお住宅用地の課税標準の特例措置（35 ページ参照）や土地についての負担調整措置（36 ページ参照）が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

免税点

市内に同一のかたが所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が右の金額に満たない場合には固定資産税は課税されません。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償 却 資 産	150 万円

③税額等を記載した納税通知書を納税義務者あてに通知します。

固定資産税は、原則として 4 月に納税義務者のかたにお送りする納税通知書により、4 月、7 月、12 月、翌年 2 月の 4 回に分けて納めていただきます。

※ 納税通知書の中に、それぞれの土地・家屋の課税明細が記載してあります。

(ただし、課税物件数が 20 件を超える場合には、別送となります。)

■土地に対する課税

評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

①地目

地目とは、土地の使用状況をいい、田・畑（併せて農地といいます）、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地があります。

固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらずその年の 1 月 1 日の状況によります。

②地積

地積とは、土地の面積をいい、原則として、土地登記簿に記載されている地積によります。

③価格（評価額）

価格は、固定資産評価基準に基づき、地価公示価格及び正常売買価格（売買実例価格をもとに算定）等から、単位地積当たりの適正な時価を求め、その価格を基礎として算定します。

地目別の評価方法

ア 宅地の評価方法

道路・家屋からなる街並み、鉄道駅（バスターミナル）・公共施設等からの距離等を考慮して、地区、地域を区分



標準地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）の選定



主要な街路の路線価の付設（地価公示価格、千葉県地価調査価格及び鑑定評価価格の活用）



その他の街路の路線価の付設、比準（土地の形状、街路の状況等を比較衡量します。）

平成 6 年度の評価替えから、宅地の評価は地価公示価格の 7 割を目途に評価の均衡化、適正化を図っています。

令和 6 年度の評価替えにおいても、引き続き評価の均衡化・適正化を推進しています。

イ 農地・山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格（その算定の基礎となる売買実例価格に宅地見込み地としての要素等があればそれに相当する価額を控除した純農地・純山林としての価格）に比準して評価します。

ただし、市街化区域農地や農地の転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

ウ 原野・雑種地等の評価方法

宅地・農地・山林の場合と同様に、売買実例価格や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価します。

路線価等の公開

納税者の方々に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価等が資産税課窓口やインターネットで公開されています。路線価とは市街地等において道路に付けられた価格のことであり、道路に接する標準的な宅地の 1 平方メートルあたりの価格をいいます。路線価が付設されていない地域については、路線価に代えて標準的な宅地の 1 平方メートルあたりの価格が公開されています。

宅地の評価額は、路線価等を基にしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状等）に応じて求められます。

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、特に税負担を軽減するために課税標準の特例措置が設けられています。

①住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。ただし、その面積は、家屋の床面積の10倍までが限度です。

家 屋	居 住 部 分 の 割 合	住 宅 用 地 の 率
専用住宅	全部	1.0
下記に掲げる家屋以外の併用住宅	1/4 以上 1/2 未満	0.5
	1/2 以上	1.0
地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	1/4 以上 1/2 未満	0.5
	1/2 以上 3/4 未満	0.75
	3/4 以上	1.0

専用住宅：もっぱら人の居住の用に供されている家屋をいいます。

併用住宅：店舗、事務所等と居住部分が併設されている家屋をいいます。

②小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は、住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といい、課税標準額を価格の1/6とする特例措置です。

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/6 \text{（住宅用地特例率）}$$

③一般住宅用地

小規模住宅用地（200㎡）を超える部分の住宅用地を一般住宅用地といい、課税標準額を価格の1/3とする特例措置です。

$$\text{課税標準額} = \text{価格} \times 1/3 \text{（住宅用地特例率）}$$

宅地の負担調整措置

宅地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税の負担がなだらかなものになるよう、課税標準額を徐々に上昇させる負担調整措置が講じられています。

令和6年度から令和8年度までの負担調整措置については、引き続き現行の仕組みが継続されます。

「負担水準」とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもので、次の算式によって求めます。

負担水準	=	$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{評価額} \times \text{住宅用地特例率} (1/3 \text{ または } 1/6)}$
------	---	---

①税負担が下がる場合

●商業地等の宅地

負担水準が0.7を超える土地の課税標準額は、負担水準を0.7とした場合の課税標準額まで引き下げます。

課税標準額の計算は次のようになります。

$$\text{課税標準額} = \text{評価額} \times 0.7$$

●住宅用地

負担水準が1.0を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を1.0とした場合の課税標準額になります。

②税負担がなだらかに上昇する場合

●商業地等の宅地

負担水準が0.6未満の土地は、次の算式によって求めます。

$$\text{前年度課税標準額} + \text{評価額} \times 5\%$$

(ただし、上記により計算した額が評価額の60%を上回る場合は価格×60%、20%を下回る場合は価格×20%)

●住宅用地

負担水準が1.0未満の土地は、次の算式によって求めます。

$$\text{前年度課税標準額} + \text{評価額} \times \text{住宅用地特例率} \times 5\%$$

(ただし、上記により計算した額が「評価額×住宅用地特例率」の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は「評価額×住宅用地特例率」の20%)

③税負担が据え置きになる場合

●商業地等の宅地

負担水準が0.6以上0.7以下の土地は、前年度の課税標準額に据え置きます。

農地に対する課税

①一般農地

一般農地は、市街化区域農地や農地転用許可を受けた農地等を除いたものです。

②市街化区域農地

市街化区域農地は市街化区域内にある農地で「一般の市街化区域農地」と「三大都市圏の特定市の市街化区域農地」に区分されています。

「三大都市圏の特定市」とは、東京都の特別区、三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）にある政令指定都市及び既成市街地、近郊整備地帯等に所在する市をいい、佐倉市もこれにあたります。

三大都市圏の特定市にある市街化区域農地（特定市街化区域農地）は、原則として評価額に 1/3 を乗じた額が課税標準額となり、一般住宅用地同様の税負担の調整措置が導入されています。

市街化区域内にある農地であっても、生産緑地地区の指定を受けた農地であれば、一般農地になります。

■家屋に対する課税

屋根及び周壁を有し、土地に定着した建造物であり、建物登記簿に登録されるべき家屋は、登記の有無にかかわらず固定資産税の課税対象となります。

（建造物の使用目的等によっては周壁がなくても課税対象となる場合があります。）

家屋を新築または増築したときは、翌年から課税されます。

評価のしくみ

家屋ごとに、その家屋と同じものを再建築するものとした場合の費用を評価基準に基づいて求め（これを再建築価格といいます。）、これに建築後の経過年数に応じて定められた減価率（経年減点補正率といいます。）を乗じます。（新築家屋の場合であっても、経過年数を 1 年として経年減点補正率を求めます。）さらに、物価水準や設計管理費を考慮した評点 1 点当たりの価額を乗じて評価額を算出します。

新築でない家屋（在来分家屋といいます。）の場合、基準年度（評価替えの年）間の物価上昇等も考慮して評価します。

このため家屋の評価額は実際の建築費用や取得価格とは一致しません。

また在来分家屋については、上記の方法で求められた評価額が評価替え前の価格を超える場合には、原則として評価替え前の価格に据え置かれます。

ア 新築家屋

再建築費評点数×経年減点補正率×評点 1 点当たりの価額＝価格（評価額）

イ 新築以外の家屋（基準年度ごとに評価）

再建築費評点数（前年度の再建築費評点数×再建築費評点補正率）×経年減点補正率×評点 1 点当たりの価額＝価格（評価額）

※価格（評価額）が前年度の価格を超える場合は据え置きとなり、前年度の価格が評価額となります。

新築住宅の減額措置

住宅を新築したときは、新築後一定期間の間、当該家屋分の固定資産税額が1/2に減額されます。

※都市計画税には減額措置は適用されません。

●適用要件（以下の条件を全て満たしている場合に限ります）

①専用住宅や併用住宅（居住部分が1/2以上）の建物であること。

居宅・アパート・店舗併用住宅等

※居住部分が上記に満たない建物は減額の対象となりません。

②居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅は一戸につき40㎡）以上280㎡以下の建物であること。

※分譲マンション等、区分所有家屋の床面積については「専有部分の床面積＋持分であん分した共用部分の床面積」で判定されます。

●減額される範囲

居住部分の120㎡までが対象となります。

※120㎡を超える部分及び居住用以外の店舗・事務所部分等は対象となりません。

●減額される期間

一般の住宅	翌年度から3年度分	※申請書及び市建築指導課が発行する「長期優良住宅認定通知書の写し」が必要となります。
3階建て以上の中高層耐火住宅等	翌年度から5年度分	
一般の長期優良住宅	翌年度から5年度分	
3階建て以上の中高層耐火住宅等の長期優良住宅	翌年度から7年度分	

償却資産に対する課税

土地・家屋以外の事業のために用いている構築物、機械、器具、備品等の固定資産を「償却資産」といいます。

具体的には、①構築物（アスファルト舗装路面、街路灯等）、②機械及び装置（動力配線設備、太陽光発電設備等）、③船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具（貨車、客車、大型特殊自動車等）、⑥工具、器具及び備品（測定工具、切削工具、エアコン、パソコン等）等の事業用資産が該当します。ただし、車両のうち自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の対象となるものは除きます。

償却資産は、個々の資産の取得価格をもとに、その耐用年数と取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

①前年中に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

②前年前に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

※ここで求めた額が取得価額の 5%よりも小さい場合、その償却資産が本来の用に供されている限りは、取得価額の 5%の額を価格とします。

※減価率：耐用年数に応じて減価率が定められています。

「わがまち特例」による固定資産税の特例措置

平成 24 年度税制改正により、固定資産税等の特例措置に関して、一部の資産に関しては市町村の判断により特例率を決定できる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。

これを受け、佐倉市では、条例により以下のとおり課税標準の特例率を定めました。「わがまち特例」対象資産は、固定資産税等が軽減されます。

特例対象資産（例）

特例対象資産	特例率	適用期間	取得時期等
家庭的保育事業	1/2	-	-
居宅訪問型保育事業	1/2	-	-
事業所内保育事業	1/2	-	-
汚水又は廃液処理施設	1/2	-	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日
下水道除害施設	4/5	-	
再生可能エネルギー発電設備 太陽光(出力 1,000kw 未満)※1	2/3	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 風力(出力 20kw 以上)	2/3	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 地熱(出力 1,000kw 未満)	2/3	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 バイオマス (出力 10,000kw 以上 20,000kw 未満)	2/3 (6/7 ※2)	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 太陽光(出力 1,000kw 以上)※3	3/4	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 風力(出力 20kw 未満)	3/4	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 水力(出力 5,000kw 以上)	3/4	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 水力(出力 5,000kw 未満)	1/2	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 地熱(出力 1,000kw 以上)	1/2	3 年間	
再生可能エネルギー発電設備 バイオマス(出力 10,000kw 未満)	1/2	3 年間	
サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	2/3	5 年間	平成 27 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日
浸水防止用設備	2/3	5 年間	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日
雨水貯留浸透施設	1/3	-	令和 3 年 7 月 15 日から 令和 9 年 3 月 31 日

※1、3 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備の対象となりません。

※2 バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限り。

償却資産の所有者には、毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の償却資産の所有状況を申告していただきます。その申告に基づき償却資産を評価し、価格を決定します。

【申告期限】1 月 31 日（休日、祝日の場合は翌開庁日）【申告先】資産税課 TEL043-484-6252

■固定資産の価格等の縦覧

固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項は、固定資産税の課税の基礎となるため、毎年4月1日から最初の納期限の日までの間（土、日、祝日を除く）、固定資産課税台帳をもとに作成された土地価格等縦覧簿及び家屋価格等縦覧簿により、土地又は家屋の納税者のかたに佐倉市内のすべての土地又は家屋の価格をご覧いただいています。縦覧期間については毎年「こうほう佐倉」と「佐倉市ホームページ」でお知らせしています。なお、土地のみを所有されているかたは土地価格等縦覧簿のみ、家屋のみを所有されているかたは家屋価格等縦覧簿のみの縦覧しかできません。

縦覧は、納税者のかたがご自身の固定資産の評価が適正かを確認できる制度です

場 所 資産税課（市役所1号館2階）

縦覧できるかた ・ 固定資産税の納税者 ・ 代理人（縦覧についての委任状が必要です。）

Q&A

○固定資産税が急に高くなったのですが・・・

Q 私は令和3年9月に住宅を新築しましたが、令和7年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A 新築の住宅に対しては、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分に限り固定資産税減額制度が設けられており、一定の要件（38ページ参照）にあたる時は、家屋分の税額（居住用部分の120㎡まで）が1/2に減額されます。

あなたの場合は、令和4年度・令和5年度・令和6年度分については減額制度の対象でしたが、この適用期間が終了したことにより、令和7年度以降の分については本来の税額を納付していただく形になります。

なお、軽減を受けられる期間は、3階建て以上の耐火住宅は新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度分、長期優良住宅の認定を受けている場合は5年度分又は7年度分となります（38ページ参照）。

○地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは・・・

Q 地価が下落しているのに、税額が上がるのはおかしいのではないのでしょうか。

A 土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇はゆるやかになるよう、課税標準額を徐々に是正する負担調整措置（36ページ参照）が講じられています。

地価が下落する中で税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べて現在の課税標準額が低いいため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。

したがって、課税の公平の観点からやむを得ないものと考えられます。

● 都市計画税 ●

都市計画税は、都市計画事業（道路、公園、下水道等の整備）又は土地区画整理事業に要する費用にあてのために、目的税として課税されるものです。

課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

納税義務者

当該土地又は家屋の所有者です。

税額の計算方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.3\%)} = \text{税額}$$

課税標準額

固定資産税と同じく土地・家屋の価格です。

●土地

①平成 6 年度から住宅用地にかかる課税標準の特例措置を導入しています。

- ・小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）の価格の 1/3 が課税標準額となります。
- ・一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の価格の 2/3 が課税標準額となります。

②固定資産税と同様の税負担の調整措置を講じています。（36 ページ参照）

●家屋

固定資産税の課税標準額と同一の価格です。

免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税も課税されません。（33 ページ参照）

納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくこととなっています。

● 入湯税 ●

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興等に要する費用にあてるため設けられた目的税です。鉱泉浴場における入湯行為に対して課税されます。

■ 納める人（納税義務者）

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）

※特別徴収とは、鉱泉浴場の経営者等が、入湯客から利用料金とともに入湯税を徴収し、入湯税分を佐倉市に納めていただく方法です。

■ 税額

1人1日につき、150円です。

■ 申告と納税

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎月15日までに前月1日から末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を「納入申告書」に記載し申告納付します。

■ 課税の免除

次に該当するかたは、入湯税が免除されます。

- ・年齢12歳未満のかた
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯するかた
- ・宿泊を伴わない場合で、1,200円以下の利用料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で入湯するかた

● 軽自動車税 ●

■ 種別割

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを総称して「軽自動車等」といいます。）に対し、その所有しているかたに課税されるものです。

納める人（納税義務者）

毎年 4 月 1 日（賦課期日）現在、主たる定置場が佐倉市内にある軽自動車等の所有者（所有権留保付割賦販売の場合は、使用者を所有者とみなします。）です。

納税の方法

5 月中旬に送付する納付書で、5 月 31 日までに年税額を納めていただきます。

なお、自動車税（種別割）と異なり軽自動車税（種別割）には、月割課税制度はありません。そのため、4 月 2 日以降に軽自動車等を所有した場合には、その年度分は課税されませんが、4 月 1 日時点で車両を所有しており、4 月 2 日以降に廃車や名義変更をした場合には、その年度分の税金は全額納付していただくことになります。

税率

● 原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車の税率

車 種	区 分	年 税 額
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下のものまたは定格出力が 0.6kw 以下のもの（ミニカーを除く。）	2,000 円
	二輪のもので総排気量が 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kw 以下のもの（新基準原付）	2,000 円
	定格出力が 0.6kw 以下のもので車体の長さが 1.9m 以下、幅が 0.6m 以下であり、最高速度が 20km/h 以下のもの（特定原付）	2,000 円
	二輪のもので総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの（新基準原付を除く。）または定格出力が 0.6kw を超え、0.8kw 以下のもの	2,000 円
	二輪のもので総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの（新基準原付を除く。）または定格出力が 0.8kw を超え、1kw 以下のもの	2,400 円
	三輪以上のもので総排気量が 20cc を超え 50cc 以下または定格出力が 0.25kw を超えるものであり、特定原付以外のもの（ミニカー）	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用（コンバイン・田植機等）	2,400 円
	その他（フォークリフト・ショベルローダー等）	5,900 円
軽二輪車	排気量が 125cc を超え 250cc 以下のものまたは定格出力が 1kw を超えるもの	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	6,000 円

●三輪・四輪の軽自動車の税率

車検証の上部に記載がある「初度検査年月」によって税率が異なります。

環境負荷の大きい車に対しては、「重課税率」が適用されます。

車種			旧税率 初度検査年月が 「平成 27 年 3 月」以前 の車両かつ、初度検査年 月から 13 年目までの車両	新税率 初度検査年月が 「平成 27 年 4 月」以降 の車両	重課税率 初度検査年月から 14 年 目以降の車両(令和 7 年 度課税は、初度検査年月 が「平成 24 年 3 月」以前 の車両
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪	乗用	営業	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物	営業	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家	4,000 円	5,000 円	6,000 円

●グリーン化特例による軽減税率

環境負荷の小さい車両に対して、燃費性能に応じて軽減税率が適用されます。

下表の「軽減税率の対象」に該当する車両で、その初度検査年月が下表の「初度検査年月」の期間中に含まれる場合、初度検査年月の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税（種別割）が軽減されます。

軽減税率の区分			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	概ね 25%軽減
軽減税率の対象			電気自動車・ 天然ガス自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2	
				令和 12 年度燃費基準 90% 達成車かつ令和 2 年度燃費 基準達成車	令和 12 年度燃費基準 70% 達成車かつ令和 2 年度燃費 基準達成車
初度検査年月			R4.4~R8.3	R4.4~R8.3	R4.4~R7.3
三輪	乗用営業		1,000 円	2,000 円	3,000 円
	その他		1,000 円	対象外	対象外
四輪	乗用	営業	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家	2,700 円	対象外	対象外
	貨物	営業	1,000 円	対象外	対象外
		自家	1,300 円	対象外	対象外

※1 天然ガス自動車は、平成 30 年排出ガス規制に適合する車両または平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物を低減する車両に限りです。

※2 ガソリン車・ハイブリット車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準値 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限りです。

手続き

【登録・変更・廃車等の手続き場所】

1. 原動機付自転車〔125cc までのバイク〕及び小型特殊自動車

市民税課 Tel043-484-6114

必要なもの 手続き内容	本人確認 書類	標識	標識交付 証明書	その他必要なもの
新車・中古車登録	○			販売証明書または廃車証明書及び譲渡証明書
市内居住者への譲渡	○	*	○	譲渡証明書
廃車・処分	○	○	○	
市外転出	○	○	○	

*ナンバーを変更する場合のみ必要

2. 軽二輪車及び二輪の小型自動車〔125cc を超えるバイク〕

関東運輸局千葉運輸支局 千葉市美浜区新港 198 Tel050-5540-2022

3. 軽自動車〔三輪・四輪〕

軽自動車検査協会千葉事務所 千葉市美浜区新港 223-8 Tel050-3816-3114

※ 佐倉市外へ転出されている場合は、転出先の市区町村または住所地管轄の運輸支局若しくは軽自動車検査協会にお問い合わせください。

【原動機付自転車等の一時抹消手続きの不可について】

原動機付自転車及び小型特殊自動車（原動機付自転車等）については、軽二輪車・二輪の小型自動車と異なり一時抹消制度がありません。また、軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、故障中の車両等の公道を走行しない（走行できない）軽自動車等であっても課税対象になります。

軽自動車税（種別割）の課税を免れるために、原動機付自転車等を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第 463 条の 22 の規定（種別割の脱税に関する罪）により **100 万円以下の罰金刑**が科される場合がありますのでご注意ください。

もし、標識（ナンバープレート）を返納した状態で所有し続けている原動機付自転車等がありましたら、抹消手続きをした時点まで遡って軽自動車税（種別割）を課税（原則、過去 3 年間分まで）いたしますので、市民税課で再登録の手続きをしてください。

身体障害者のかた等に対する減免

身体、精神または知的機能に障害があり、歩行が困難なかたが所有する軽自動車等（障害者と生計を一にするかたが所有する軽自動車等を含む）は、申請により減免を受けられる場合があります。ただし、この制度は身体障害者等 1 人につき 1 台に限られ、自動車税（種別割）の減免との併用はできません。また、障害の区分・等級によっては減免の対象にならない場合がありますので、市民税課までお問い合わせください。

■環境性能割

軽自動車税（環境性能割）は、新車・中古車を問わず、取得価額が 50 万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した場合に、その車両を取得したかたに課税されるものです。

納税の方法等

軽自動車の取得時に申告・納付していただきます。

なお、軽自動車税（環境性能割）は市税ですが、当分の間は、千葉県が賦課徴収を行います。

問い合わせ先：千葉県自動車税事務所課税第二課 Tel043-243-2721

課税標準及び税率

課税標準：軽自動車の通常の取得価額 税率：環境性能等に応じ非課税～3%（当分の間、非課税～2%）

● 市たばこ税 ●

市たばこ税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。

納める人（納税義務者）

日本たばこ産業株式会社（製造者）

特定販売業者（輸入業者）

卸売販売業者

税額

売り渡し本数	×	税率（1,000 本につき 6,552 円）	=	税額
--------	---	------------------------	---	----

申告と納税

毎月 1 日から末日までの間に売り渡したたばこに対して、算出した税額を翌月末日までに佐倉市に申告・納付します。

● 鉱産税 ●

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格に対してかかる税です。

納める人（納税義務者）

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

税額

鉱物の価格の 1%（ただし、鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は 0.7%）

申告と納税

毎月 1 日から末日までの間において掘採した鉱物の数量、税額その他必要な事項を記載した申告書を掘採した月の翌月 15 日から末日までに佐倉市に申告・納付します。

納税のご案内

●市税の納付場所

佐倉市役所内千葉銀行派出所、出張所・派出所・市民サービスセンター、佐倉市内に店舗を持つ地方銀行や信用金庫の本店・支店と千葉みらい農業協同組合等で市税を納めることができます。

また、納期限内であれば、コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行・郵便局（千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）でも納付できます。

※詳しくは 52 ページの一覧表をご覧ください。

休日でも納付できます。

市役所債権管理課、志津出張所において第 2、第 4 日曜日に市税の納付及び納税証明書の発行ができます。（8 時 45 分から 12 時 15 分まで）

佐倉市民サービスセンター、西志津市民サービスセンターでは土曜日、日曜日に市税を納付することができます。（月曜日、祝日、年末年始は休み。9 時から 17 時まで）

●地方税統一 QR コード（eL-QR）

個人市（県）民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）・国民健康保険税の納付書には「地方税統一 QR コード（eL-QR）」を記載しています。これにより、全国の多くの金融機関窓口において納付ができるようになるほか、ご自宅のパソコンやスマートフォンを使用して、クレジットカードやスマートフォン決済による納付もできるようになります。

利用可能な金融機関やスマホアプリ等、詳細につきましては

「地方税お支払サイト」及び「佐倉市ホームページ」をご覧ください。

地方税お支払サイト〔<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>〕①

佐倉市ホームページ〔<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/saikenkanrika/28/18132.html>〕②



●期限内納付にご協力を

市税は、福祉・教育・土木事業等、住みよいまちづくりを進めるための貴重な財源です。

市政の円滑な推進に市税が有効に活用されるよう期限内納付にご協力ください。

なお、市税の納付を忘れて納期限を過ぎますと督促状が送付されます。また、本来納めるべき税額以外に延滞金もあわせて納めていただくことになります。

■口座振替制度

市税は、簡単な手続きでご指定の口座から振替ができます。納め忘れもなくなりますので、口座振替のご利用をおすすめします。

●ご利用できる市税

個人市（県）民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

●ご利用できる金融機関等

市内に本店・支店を持つ金融機関や全国のゆうちょ銀行等で口座振替制度がご利用できます。

※詳しくは 52 ページの一覧表をご覧ください。

●お申込み方法

口座振替依頼書は、市内の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）及び佐倉市役所債権管理課窓口にございます。納税通知書、預貯金通帳、届出印をご持参の上、手続きを行ってください。

（固定資産を共有名義でお持ちのかたは納税通知書ごとのお申し込みが必要です。）

市内の金融機関等の窓口での手続きが難しい場合は、債権管理課まで口座振替依頼書をご請求ください。

口座振替の開始はお申込日から原則として 2 か月目以降の納期限のものからです。間に合わない納期については納付書でご納付ください。

（ご注意）

- ・相続等で納税義務者や共有者が変わる場合、再度口座振替の申し込みが必要になります。
- ・振替口座の変更・解約（停止）する場合、手続きが必要です。
- ・振替納付方法が全期前納のかたで、年度途中で税額が変更になったときや第 2 期以降から課税されたときは、納期ごとに振替をします。翌年度は全期前納による振替を再開します。
- ・振替納付方法が全期前納のかたで、振替不能となった場合、第 2 期以降は納期限ごとに振替します。翌年度は全期前納による振替を再開します。
- ・残高不足等で振替ができなかった場合、振替のできなかった理由を記載した納付書を送付いたしますので、ご納付ください。

■自主納税と滞納処分

●自主納税

市税は、定められた期限までに納税者のかたに自主的に納めていただくようお願いします。

市税を滞納すれば納税者にとっても不利益となりますが、市としても滞納整理のために多大な費用を要します。市税を有効に活用するため、自主納税に是非ご協力ください。

●市税の滞納

納期限までに市税を納めないことを滞納といいます。滞納になりますと、まず督促状をお送りします。さらに文書、電話等で催告します。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額の他に延滞金が加算されます。

●滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納めていただいたかたとの公平を保つため、やむを得ず財産（給与、預金、不動産等）を差押え、さらにこれらの財産を公売する等の滞納処分を行います。

こんな場合は納税相談をご利用ください

納税者が被災したり病気にかかった場合、あるいは事業に著しい損失を受けたとき等、やむを得ない理由で納税が困難な場合はお早めにご相談ください。

一定の要件に該当する場合、猶予制度の適用を受けることができます。

問い合わせ先 債権管理課 Tel.043-484-6118

Q&A

○納税したのに督促状が送られてきたのですが・・・

Q

3 日前に市内の銀行で軽自動車（種別割）税を納めましたが、今日その分の督促状が届きました。どうしてでしょうか。

A

督促状は、納期限内に納めていない納税者のかたに発送しています。金融機関で納めた場合、納付確認ができるまで最長で 2 週間程度かかりますので、行き違いで督促状が発送される場合があります。

※ゆうちょ銀行・郵便局や市外の銀行で納めた場合は、市内の銀行で納めた場合と比較して納付の確認に日数を要します。

○滞納したままにしていたら・・・

Q

事情があって納税が遅れています。市から届いた督促状には、延滞金や滞納処分について書かれていますが、このまま滞納しているとどうなるのでしょうか。

A

法律上では「督促状を発送した日から 10 日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押えなければならない」と定められています。

しかし、何らかの事情により納付できなかったときのことを考慮して、督促状発送後にも、文書催告等を行っています。それでも納付がなされない場合は、納期限までに納めていただいたかたとの公平性を保つため、また大切な市税を確保するために、財産（給与、預金、不動産等）の差押え、さらに差押財産の換価等の滞納処分を行います。

事情があって納税が遅れる場合は、お早めに納税相談をご利用ください。

市税の納期

納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月
税目													
個人市(県)民税	普通徴収			第1期		第2期		第3期			第4期		
森林環境税	特別徴収	徴収した月の翌月10日まで ※1											
法人市民税	中間(予定)	事業年度の開始の日から6か月を経過した日から2か月以内											
	確定	事業年度終了の日から2か月以内											
固定資産税・都市計画税		第1期			第2期					第3期		第4期	
入湯税		入湯のあった月の翌月15日まで											
軽自動車税	種別割		全額										
	環境性能割	車両番号の指定を受けるとき等(ただし、当分の間は千葉県が賦課徴収を行います)											
市たばこ税		売り渡した日の翌月末日まで											
鉱産税		採掘した翌月15日から末日まで											
国民健康保険税					第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

※1 給与天引 6月から翌年5月までの12か月で徴収します。

◎納期限(各納期の最終日)が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、納期限は翌平日となります。

◎口座振替をご利用のかたは、納期限が振替日になります。

納付及び口座振替が利用できる金融機関等 ※2

銀行	窓口納付・口座振替	千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行
	口座振替のみ	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行
信用金庫	千葉信用金庫・東京東信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫	
組合	千葉みらい農業協同組合	
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行・郵便局 ※3	
コンビニエンスストア	セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、MMK 設置店 ※4	

※2 合併等により金融機関名等に変更が生じる場合があります。また、eL-QR 対応の納付窓口・クレジットカード事業者・スマートフォン決済事業者等は掲載しておりません。詳細につきましては「地方税お支払サイト」(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

※3 千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合は、専用の払込用紙が必要となります。必要なかたは、債権管理課にご請求ください。

※4 以下の納付書はコンビニでは利用できません。

- ・納期限(指定期限)が過ぎているもの
- ・汚れや破損等によりバーコードが読み取れないもの
- ・バーコード印字がないもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・金額の訂正があるもの

市税に関する不服申立て

審査請求

市税の賦課決定や滞納処分等について不服があるかたは、市長に対して次の期間内に文書をもって審査請求をすることができます。

処 分 の 内 容	申 立 期 間
市税の賦課決定（更正）	納税通知書等を受け取った日の翌日から 3 か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から 3 か月以内、又は差押えにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から 30 日を経過した日のいずれか早い日
財 産 の 差 押 え	差押えの通知を受け取った日の翌日から 3 か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

固定資産評価審査委員会に対する審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるかたは、固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます。

申出期間は、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことを公示した日から、納税通知書を受け取った日後 3 か月までの間です。

不服申立ての処理

これらの不服申立ては

- ①不服申立てのできない事項であったり、申立期間を過ぎたりしていると却下になります。
- ②内容を審査し、申立てに理由が認められれば是正措置がとられます。
- ③理由が認められないときは棄却されますが、申立人にとって不利益に変更されることはありません。

市税の証明

証明・閲覧申請の手続き

市税に関する証明事項は個人あるいは法人のプライバシーに関わることから、納税義務者本人の承諾（同居の親族は委任状がなくても本人の承諾を得たものとします）がなければ証明書を発行できません。市税に関する証明の申請には次のものをご持参ください。

区 分	申 請 者	必 要 な も の
個 人	本人・同居の親族	・申請者の本人確認書類
	本人・同居の親族以外の人	・本人からの委任状 ・申請者の本人確認書類
法人名義	代表者本人又は代理人	・代表者印、若しくは代表者印を押印した委任状 ・申請者の本人確認書類

※委任者のかたは委任状の内容を確認のうえ、委任者本人の自筆で署名、押印してください。

※金融機関で市税を納付された直後に納税証明書を請求する場合は、納付の確認に領収書が必要となる場合がありますので、領収書をご持参ください。

※市役所に来られないかたは、郵送で請求する方法もあります。詳しくは、証明の担当課（55 ページ参照）までお問い合わせください。

窓口へお越しのかたの本人確認

各種証明書の申請及び閲覧等で窓口へお越しのかたの本人確認をさせていただいております。これは、第三者の悪意による「なりすまし等」により、不正に証明書等を取得されることを未然に防ぐための措置として実施しているものです。本趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

●本人確認の方法

1. 本人確認書類による確認
2. 上記の書類がない場合は聞き取りによる確認

※本人確認の書類について

※1 枚で確認できるもの（写真付きの公的な証明書）

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、外国人在留カード、写真付き住民基本台帳カード等

※2 枚以上の組み合わせで確認できるもの（下記①から2枚、又は①から1枚及び②から1枚の組み合わせ）

- ① 国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療・船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード（写真なし）、交付請求書上に押印した印鑑に係る印鑑証明書、又はこれらと同等の書類
- ② 国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付きの資格証明書（①に掲げるものを除く）、法人（国又は地方公共団体を除く）が発行した身分証、学生証、キャッシュカード、クレジットカード、又はこれらと同等の書類

証明等の種類

種 類		手 数 料	担 当 課
＊課税・所得証明書		年度ごと 1 通 350 円	市民税課 税制班 Tel043-484-6114
＊非課税証明書		※コンビニ交付の手数料は 1 通 200 円	
＊法人住所証明書		1 通 350 円（軽自動車登録用は無料）	
＊狩猟証明書		1 通 350 円	
＊軽自動車税 （種別割） 納税証明書	車検用	無料	
	車検用以外	1 通 350 円	債権管理課 管理班 Tel043-484-6116
＊納税証明書	個人市（県）民税	年度ごと、税目ごとに 1 通 350 円	
	固定資産税・都市計 画税		
	法人市民税		
＊固定資産課税台帳記載事項証明書 （評価額、税額、又は両方）		年度ごと 1 通 350 円 （1 枚増すごとに 100 円加算されます）	資産税課 資産課税班 Tel043-484-6216
名寄帳の写し			
＊課税証明書		年度ごと 1 通 350 円	
＊資産証明書			
住宅用家屋証明書		1 通 1,300 円	
公図調整図の写し		1 通 350 円	

「*」印がついている証明書は、各出張所、派出所でも交付しています。（注：佐倉市民サービスセンターと西志津市民サービスセンターでは交付をしていません）なお、使用目的によって必要となる証明書が異なりますので、提出先に確認のうえ申請してください。

住所が変わった場合、証明書はどこで発行するの？

市県民税に関する証明書は、住所が変わった場合、その年の 1 月 1 日現在に住所のあった市町村で発行することになります。たとえば、令和 7 年 2 月に佐倉市に転入されたかたの令和 7 年度の証明書は、令和 7 年 1 月 1 日に住所のあった市町村で発行することになりますので、該当する市町村に申請して交付を受けてください。

コンビニ交付

佐倉市では、コンビニ交付サービスを利用して住民税の「課税（所得）証明書及び非課税証明書」を発行しています。

このサービスを利用するためには、電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードをお持ちの場合でも、電子証明書が搭載されていない場合や、有効期限切れ等により失効している場合はご利用できません。ご本人様が市民課または出張所にマイナンバーカードを持参のうえ、電子証明書の発行申請を行ってください。

1. 発行できる税証明書・発行手数料

最新年度の課税（所得）証明書及び非課税証明書（1通につき 200 円）

※証明書の年度は、6 月中旬頃に切り替わります。

（例）令和 6 年 4 月 1 日時点での最新年度：令和 5 年度

令和 6 年 7 月 1 日時点での最新年度：令和 6 年度

2. 発行することができない課税（所得）証明書及び非課税証明書

コンビニ交付できない証明書	発行方法
過去年度の課税（所得）証明書及び非課税証明書	市民税課、各出張所、派出所の窓口または郵送にて必要な年度分の申請をしてください。
「調整控除の額」、「税額調整額」、「調整控除のみ適用された市所得割額」が記載された課税（所得）証明書	市民税課、各出張所、派出所の窓口または郵送にて申請していただき、各項目が追記された証明書が必要であることを申し付けください。

3. ご利用できる条件

コンビニ交付をご利用する場合は、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) マイナンバーカードを所持し、利用者証明用電子証明書が有効であること
- (2) 住民登録が佐倉市にあること
- (3) 支援措置等の発行制限を受けていないこと
- (4) 最新の課税対象年度の賦課期日（1 月 1 日）に佐倉市に住民登録があったこと及び住民税が未申告でないこと

4. ご利用できる店舗

・セブン-イレブン ・ファミリーマート ・ローソン ・ミニストップ 等

※キオスク端末（マルチコピー機）が設置された店舗のみでご利用可能です（実際の操作手順は、下記リンクをご覧ください）。

【コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付：地方公共団体情報システム機構】

[<https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html>]

5. 利用可能日時

6 時 30 分から 23 時 00 分まで

※年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及びシステムメンテナンス日を除きます。

市税の窓口

課 名	班 名	電 話	内 容
市民税課	税制班	043-484-6114	市税の証明に関すること 軽自動車税（種別割）の課税に関すること 市たばこ税の課税に関すること 法人市民税の課税に関すること 入湯税の課税に関すること 鉱産税に関すること 固定資産評価審査申出に関すること
	市民税班	043-484-6115	個人の市（県）民税に関すること
資産税課	資産課税班	043-484-6216 043-484-6252	固定資産税関係の証明に関すること 固定資産税の課税に関すること 都市計画税の課税に関すること 償却資産に関すること
	土地班	043-484-6119	土地の評価に関すること
	家屋班	043-484-6120	家屋の評価に関すること
債権管理課	管理班	043-484-6116	市税の収納管理に関すること 市税の過誤納金の取扱に関すること 納税奨励に関すること 納税口座振替に関すること 納税証明に関すること
	徴収班 特別滞納整理担当	043-484-6118	特定の未収債権の徴収に関すること 特定の未収債権の滞納処分に関すること 納付（納入）委託及び受託に関すること
	滞納処分班	043-484-6118	納税督促に関すること 特定の未収債権の滞納処分に関すること 市債権の適正管理、徴収に係る調査研究及び総合的な調整に関すること

みんなの市税

令和7年度市税ガイド

令和7年4月発行

【編集・発行】

佐倉市役所

市民税課 資産税課 債権管理課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

Tel 043-484-1111 (代表)

Fax 043-486-5444

<https://www.city.sakura.lg.jp/>